

国内主要都市をはじめとする「もずやん」活用大阪 PR 事業 業務委託仕様書

1 委託事業名

国内主要都市をはじめとする「もずやん」活用大阪 PR 事業

2 事業目的

大阪・関西万博のレガシーである「もずやん活用大阪プロモーション事業」で得た成果を、国内外の旅行者を呼び込むための大坂の個性を活かしたキラーコンテンツの1つとして最大限に活かすとともに、さらなる大阪のイメージ向上、来阪及び府内周遊を促進させる事業を実施。

大阪・関西万博で多くの来場者を集めた大阪府広報担当副知事「もずやん」(以下「もずやん」という。)を、大阪の魅力の創出・発信や大阪のイメージ向上・誘客促進、そして多くの人をひきつける「伝わる広報」の1コンテンツとしてさらに磨き上げ、万博のレガシーを積極的に活用した PR を府内外で推進する。

(参考) 大阪府広報担当副知事「もずやん」について

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o070050/koho/character2/index.html>

3 委託業務内容及び提案を求める事項

(1) 「国内主要都市」での大阪の魅力発信イベント（以下「国内主要都市イベント」という。）の企画・実施業務

「もずやん」を活用して、大阪への来訪ポテンシャルが高く、交通・人口規模・旅行嗜好を考慮した地域の集客が見込めるエリアにおいて、大阪の魅力と情報を発信し、大阪への誘客促進イベントを企画・実施すること。

ア イベントの開催日は、令和8年8月中旬～9月中旬の土曜日又は日曜日とし、大阪府（以下「府」という。）と協議の上、決定すること。

イ 集客目標は一回場あたり「2,000人超/日」とする。

ウ イベントを実施する会場については、東京23区内・名古屋市内・福岡市内での実施を必須とし、府への誘客を期待できる多くの集客が見込める場所、かつ、雨天時に影響を受けない屋内の会場を府と協議の上、確保し、調整、支払い等を行うこと（※会場内部又は近接地に「もずやん」等の控室等を確保すること）。なお、負担にならない範囲で仮予約等を行うこと。

エ イベント全体のコンセプトは、「もずやん」の親しみやすさと魅力を最大限に活かすとともに、大阪の魅力の創出・発信や大阪のイメージ向上・誘客促進につながるよう、令和7年度に作成した大阪・関西万博のレガシーの PR 動画（以下「PR 動画」という。）のロケ地を始め、食や文化、歴史などといった府が有する観光コンテンツを PR 動画等を活用して発信するとともに、大阪ならではの体験ができるよう、多様な切り口でブースを展開すること。

オ 「もずやん」と大阪の魅力発信を絡めた来場者参加型ステージなど、キャラクターを通して、イベント来場者が楽しみながら大阪の魅力を感じることができるステージコンテンツを企画すること。コンテンツの企画にあたっては、例えば「午前の部」「午後の部」といった構成とするなど、少なくとも一日のうち2回以上実施すること。

なお、実施するコンテンツは同じ内容でもよいが、演出内容や出演者を一部変更するなど、回によって違いを設け、両方を参加した人でも楽しめるようにするなど、工夫を行うことが望ましい。

カ イベントが安全かつ滞りなく開催されるよう、イベント当日の運営スタッフを適切に配置するほか、パーテーションなどの資機材等を使用して警備や来場者誘導、人流整理などの対応を

適切に行うこと。また、運営にあたり警備計画書等を作成し、府に提出すること。

キ 各会場でのイベント全体の具体的な企画内容やイメージパース、タイムスケジュールなどを作成した上で、遅くともイベント開催の2か月前（令和8年6月中旬～7月中旬）までに府と協議を行うこと。

ク イベントを遂行するにあたり、必要となる保険に加入すること。
＜例＞施設賠償責任保険、行事参加者傷害保険、傷害総合保険、施設入場者傷害保険等

ケ イベント参加者へのアンケートを実施し、結果をとりまとめること。アンケート項目や方法については、事前に府の承認を得ること。

コ 大阪の魅力発信を行うため、イベントの実施に先立って、府外からの大阪に対する興味・関心を高めることを目的に、イベント開催都市の主要駅や車内デジタルサイネージにおいて、PR動画を活用した事前告知を実施すること。加えて、SNS広告等による事前告知も実施することとし、実施にあたっては府と協議の上、決定することとする。

サ 府公式SNSのフォロワー獲得につながる企画を実施すること。なお、実施にあたり府公式SNSを活用する場合には、投稿については、府において実施することとし、投稿画像や投稿文案等については、事前に府と協議の上、決定することとする。

シ イベントへの参加意欲や満足度の向上のため、「もずやん」を活用した参加者へのノベルティ（複数種類）を、府と協議の上、企画・製作・配布等すること。なお、「もずやん」以外の行政オリジナルキャラクター等を使用する場合は、府等と協議し、使用許可を得ること。製作費、デザイン費等ノベルティの製作にかかる一切の費用は全て委託料に含めることとする。また、ノベルティの製作にあたっては、後述する(2)「大阪府内」での大阪魅力発信イベント（以下「府内イベント」という。）、(4)全国各所で開催されるキャラクターイベントにおけるブース出展（以下「全国キャラクターイベント」という。）と共にものでも可とする。

ス 荒天時等の対策について、実施体制を含め講じること。

セ 無料対象以外の施設利用に係る費用は、本事業の委託料から支払うこと。

ソ イベントにあたる全ての作業において、原状回復を原則とすること。設備等を損傷・汚損・紛失等し、弁償を求められた場合は、受託者において支出すること。

【提案を求める事項】

- ・国内主要都市イベントでは、「もずやん」を活用し、PR動画のロケ地を始め、食や文化、歴史などといった大阪が有する観光コンテンツをPR動画等を活用し、発信するとともに、大阪ならではの体験ができるよう、多様な切り口でのブースを展開し、府への誘客促進につながる内容を提案すること。
- ・イベントの会場内のゾーニングや装飾等も含め、集客力の高いものを提案すること。
- ・イベントを実施する日時、実施会場等について、大阪への誘客を期待できるより多くの集客が見込める日時、会場等を提案すること。
- ・府SNSのフォロワーの獲得につながる提案を行うこと。
- ・大阪の魅力発信を行うため、イベントの実施に先立って実施する事前告知について、ウェブやSNSに限らない広報媒体も含め、掲示場所・媒体、実施時期・時間帯等、効果的なものを提案すること。
- ・イベントへの参加意欲を高め、満足度をより向上させるため、参加者へ配布する効果的なノベルティ（複数種類）を提案すること。なお、ノベルティの製作にあたっては、後述の(2)府内イベント、(4)全国キャラクターイベントと共にものでも可とする。
- ・イベントに来場するための誘因方法（SNS広告等）を企画・提案すること。
- ・子どもや外国人、聴覚に障がいがある人にも伝わるような実施方法を提案すること。

(2) 府内イベントの企画・実施業務

「もずやん」を通じて、大阪の魅力の創出・発信や大阪のイメージ向上・誘客促進につなげるため、大阪の魅力を発信する周遊促進イベントを大阪府内2カ所以上で企画・実施すること。

ア イベントの開催日は、①後述する(3)「府内周遊デジタルスタンプラリー（以下「スタンプラリー」という。）」の開始直後である令和8年8月上旬及び②「もずやん」の誕生日（10月8日（木曜日））付近である令和8年10月10日（土曜日）又は同月11日（日曜日）とし、②は、「もずやん」の誕生日を踏まえたイベントとすること。

イ 集客目標は一会場あたり「2,000人超/日」とする。

ウ イベント全体のコンセプトは、「もずやん」の親しみやすさと魅力を最大限に活かすとともに、大阪の魅力の創出・発信や大阪のイメージ向上・誘客促進につながるよう、PR動画のロケ地を始めとする、食や文化、歴史などといった大阪が有する観光コンテンツをPR動画等を活用し発信するとともに、大阪ならではの体験ができるよう、多様な切り口でブースを展開すること。

エ 「もずやん」と大阪の魅力発信を絡めた来場者参加型ステージなど、キャラクターを通して、イベント来場者が楽しみながら大阪の魅力を感じることができるステージコンテンツを企画すること。コンテンツの企画にあたっては、例えば「午前の部」「午後の部」といった構成とするなど、少なくとも一日のうち2回以上実施すること。

なお、実施するコンテンツは同じ内容でもよいが、演出内容や出演者を一部変更するなど、回によって違いを設け、両方を参加した人でも楽しめるようにするなど、工夫を行うことが望ましい。

オ 「もずやん」の他、府内外の自治体キャラクターなど、複数のキャラクターが連携することによる相乗効果が期待できるものが望ましい。なお、キャラクター出演の企画にあたっては各キャラクターや会場のレギュレーションに十分留意すること。また、キャラクターの出演調整については、あらかじめ府との協議の上で、受託者で行うこと。

＜キャラクターの例＞

- ・府と広報に関する連携をしている「くまモン」や「しまねっこ」
- ・府内市町村の魅力発信を推進している府内自治体等キャラクター

※上記キャラクターの活用の有無は事業者の提案による。

カ ブースについては、全体で10~15ブース程度確保すること。なお、そのうち、PR動画と連携させたブースを4~5つ程度確保すること。ブース出展に係る調整については、あらかじめ、府との協議の上で、受託者で行うこと。

キ イベントの実施会場は、①と②の日程でそれぞれ異なる会場を「【別紙】PR動画のロケ地（16スポット）一覧」近郊で確保すること。なお、会場の確保にあたっては、雨天時・暑さ対策等の気候の配慮を十分行うこととし、府と協議の上、確保し、支払い等を行うこと（※会場内部又は近隣地に「もずやん」等の控室等を確保すること）。なお、会場は公共施設、民営施設を問わない。なお、負担にならない範囲で仮予約等を行うこと。

ク イベントが安全かつ滞りなく開催されるよう、イベント当日の運営スタッフを適切に配置するほか、パーテーションなどの資機材等を使用して警備や来場者誘導、人流整理などの対応を適切に行うこと。また、運営にあたり警備計画書等を作成し、府に提出すること。

ケ 各地でのイベント全体の具体的な企画内容やイメージパース、タイムスケジュールなどを作成した上で、遅くともイベント開催の2か月前までに府と協議を行うこと。

コ イベントを遂行するにあたり、必要となる保険に加入すること。

＜例＞施設賠償責任保険、行事参加者傷害保険、傷害総合保険、施設入場者傷害保険等

サ イベント参加者へのアンケートを実施し、結果をとりまとめること。アンケート項目や方法については、事前に府の承認を得ること。

シ 大阪の魅力発信を行うため、イベントの実施に先立って、府外からの大阪に対する興味・関心を高めることを目的に、PR 動画等を活用し、SNS 広告等による事前告知を集中的に行うこと。なお、実施にあたっては府と協議の上、決定することとする。

ス 府公式 SNS のフォロワー獲得につながる企画を実施すること。なお、実施にあたり府公式 SNS を活用する場合には、投稿については、府において実施することとし、投稿画像や投稿文案等については、事前に府と協議の上、決定することとする。

セ イベントへの参加意欲や満足度の向上のため、「もずやん」を活用した参加者へのノベルティ（複数種類）を、府と協議の上、企画・製作・配布等すること。なお、「もずやん」以外の行政オリジナルキャラクター等を使用する場合は、府等と協議し、使用許可を得ること。製作費、デザイン費等は委託料に含めることとする。また、ノベルティの製作にあたっては、(1)国内主要都市イベント、(4)全国キャラクターイベントと共通のものでも可とする。

ソ 荒天時等の対策について、実施体制を含め講じること。

タ 無料対象以外の施設利用に係る費用は、本事業の委託料から支払うこと。

チ イベントにあたる全ての作業において、原状回復を原則とすること。設備等を損傷・汚損・紛失等し、弁償を求められた場合は、受託者において支出すること。

【提案を求める事項】

- ・「もずやん」を活用し、PR 動画のロケ地近郊の2カ所以上で、大阪の魅力の創出・発信や大阪のイメージ向上・誘客促進につながる内容を提案すること。
- ・「もずやん」と大阪の魅力発信を絡めた来場者参加型ステージなど、キャラクターを通して来場者をひきつけ、また、来場者が楽しみながら大阪の魅力を感じることができるステージコンテンツを企画するとともに、会場内の使用可能エリアを最大限に有効活用した企画を提案すること。
- ・府公式 SNS のフォロワーの獲得につながる提案を行うこと。
- ・府内外の自治体キャラクターなど、複数のキャラクターの相乗効果を発揮する提案を行うこと。
- ・イベントへの参加意欲を高め、満足度をより向上させるため、参加者へ配布する効果的なノベルティ（複数種類）を提案すること。なお、ノベルティの製作にあたっては、(1)国内主要都市イベント、(4)全国キャラクターイベントと共通のものでも可とする。
- ・イベントに来場するための誘因方法（SNS 広告等）を企画・提案すること。
- ・子どもや外国人、聴覚に障がいがある人にも伝わるような実施方法を提案すること。
- ・本業務と(3)スタンプラリー、双方の集客をはかり、効果的な事業となるよう提案すること。

(3) スタンプラリーの企画・実施業務

PR 動画のロケ地を始め、食や文化、歴史といった府が有する観光コンテンツを多様な切り口で府内全域を周遊するスタンプラリーを実施すること。

ア スタンプラリーの実施期間は、令和 8 年 8 月 1 日（土曜日）から 11 月 30 日（月曜日）まで（予定）とする。

イ 府公式 LINE（https://page.line.me/pref_osaka）を活用し、スマートフォンの二次元コード読み取り機能や、スマートフォンの GPS 機能等を活用し、デジタルスタンプを集めるシス

テムを制作、または、LINE で行うデジタルスタンプラリーの既存のシステムを利用し、構築すること。

ウ スタンプの設置場所については、「【別紙】PR 動画のロケ地（16 スポット）一覧」より選定すること（ただし、大阪市内エリアのスポット 2 のなんばグランド花月と難波八坂神社といったスポット内に複数施設がある場合はそれに設置することは可能）。加えて、府の各事業（例えば、大阪ミュージアム、大阪産・大阪産名品、府営公園、府民の森等）に関連する観光地や地域資源等からも選定し、事前に府と協議の上、決定することとする。なお、スタンプ設置に係る調整については、受託者において実施すること。

エ システムには、スタンプ取得場所のスポットの名称や写真など、周遊を促すために必要な情報や連携事業の情報を取りまとめ、登録を行う機能を持たせること。また、スタンプ獲得地点は、一覧及びマップで表示できることとする。なお、府内周遊を促進するため、モデルルートの提示などの工夫を行うこと。

オ 獲得できるスタンプは 1 力所につき 1 つとする。

カ 参加者へのアンケート機能を構築すること。アンケート項目や方法については、事前に府と協議の上、決定することとする。

キ 参加者からの問い合わせに対応できるフォーム等の構築及び問い合わせへの対応をすること。

ク スタンプには、「もずやん」の使用を必須とし、府内の自治体キャラクターなど、複数のキャラクターが連携することによる相乗効果を期待する。また、キャラクターの使用調整については府との協議の上、受託者で行うこと。

＜キャラクターの例＞

・府内市町村の魅力発信を推進している府内自治体等キャラクター

※上記キャラクターの活用の有無は事業者の提案による。

ケ 大阪の魅力発信を行うため、スタンプラリーの実施に先立って、府外からの大阪に対する興味・関心を高めることを目的に、PR 動画等を活用し、SNS 広告等による事前告知を集中的に行うこと。

コ イベントへの参加意欲や満足度の向上のため、「もずやん」や大阪の名産品等を活用した参加者への景品を、府と協議の上、企画・製作・発送等すること。なお、「もずやん」以外の行政オリジナルキャラクター等を使用する場合は、府等と協議し、使用許可を得ること。製作費、デザイン費等は委託料に含めることとする。

サ スタンプラリーを通じて大阪の魅力を発信し、府公式 SNS のフォロワーを増やすことを目的として、例えば、フォトコンテストなどインスタグラムの特性を活かした参加型の企画を実施すること。なお、実施にあたり府公式 SNS を活用する場合には、投稿については、府において実施することとし、投稿画像や投稿文案等については、事前に府と協議の上、決定することとする。

【提案を求める事項】

- ・スタンプラリーのスタンプの設置場所及び効果的な府内周遊を促すための企画を提案すること。
- ・キャラクター（もずやん）の親しみやすさや特性を活かし、キャラクターを通じて、大阪の魅力発信につなげる、スタンプラリーを提案すること。
- ・スタンプラリーへの参加意欲を高めるため、「もずやん」や大阪の名産品等を活用した景品（複数種類）を提案すること。
- ・府公式 SNS のフォロワーの獲得につながる提案を行うこと。
- ・スタンプラリーに参加するための誘因方法（SNS 広告等）を企画・提案すること。
- ・本業務と(2)府内イベント、双方の集客をはかり、効果的な事業となるよう提案すること。

(4) 全国キャラクターイベントの企画・実施業務

「もずやん」を通じて、遠方にお住まいの方々に向けた大阪の魅力の発信や大阪のイメージ向上・誘客促進につなげるため、全国各所で実施されるキャラクターイベントにおいて、府のブース出展の企画・実施をすること。

ア ブース出展にかかる全国キャラクターイベントは、9月中旬頃に開催される「もずやん」のお友達である島根県の公式キャラクターである「しまねっこ」の「しまねっこまつり」及び(3)「スタンプラリー」の周知可能な期間に開催されるもの（開催日に関しては、例年のスケジュールを参考とする、彦根で開催されるご当地キャラ博は除く。）とすること。

イ ブースのコンセプトは、「もずやん」の親しみやすさと魅力を最大限に活かすとともに、PR動画のロケ地を始めとする、食や文化、歴史などといった大阪が有する観光コンテンツをPR動画等を活用し発信するなど、来阪意欲を高めるものとすること。

ウ 府公式 SNS のフォロワー獲得につながる企画を実施すること。なお、実施にあたり府公式 SNS を活用する場合には、投稿については、府において実施することとし、投稿画像や投稿文案等については、事前に府と協議の上、決定することとする。

エ 企画を実現するため、関係機関等との調整を行うこと。なお、調整に際しては、事前に府と協議すること。

オ ブースの実施計画、運営マニュアル等、運営に必要な資料を作成すること。作成にあたっては、参加するキャラクターイベントのマニュアルを踏まえ、関係機関と十分な協議・調整を行った上で資料を作成すること。

カ 展示パネルや映像放映用タブレット等を設置するにあたっては、デザインや装飾等を工夫するなど、誘客に繋がるような工夫を施すこと。ブースの装飾等について、事前に府への確認を行うこと。

キ ブースでの展示、体験等に必要な展示パネル、映像放映用のタブレット等、出展に必要な備品等を用意すること。

ク 当日の運営を行うとともに、搬入、設営及び撤去、原状回復に係る各種調整及び作業を行うこと。作業にあたっては、会場や備品等が破損・汚損しないよう配慮すること。

ケ イベントへのブース出展に係る一切の費用は全て委託料に含めること。

【提案を求める事項】

- ・「もずやん」を活用し、大阪の魅力の発信や大阪のイメージ向上・誘客促進につながる内容の府のブース出展の企画を提案すること。
- ・実施会場は、「しまねっこまつり」に加え、(3)「スタンプラリー」の周知可能な開催期間に開催される全国キャラクターイベントを1カ所提案すること。
- ・府公式SNSのフォロワーの獲得につながる提案を行うこと。
- ・イベント来場者や報道関係者にブースに足を止めてもらうための工夫を提案すること。
- ・イベント来場者が楽しみながら大阪の魅力を体感できるような見せ方を工夫すること。
- ・イベント来場者の誘因方策（ノベルティの製作・配布等）を企画・実施すること。なお、ノベルティの製作にあたっては、(1)国内主要都市イベント、(2)府内イベントと共にものでも可とする。

(5) 運営体制及びスケジュール策定業務

本業務を円滑に実施するにあたり、計画的にかつ効率的に実施できる体制を構築し、スケジュールを示すこと。また、本件委託業務を運営するために、全体スケジュールを示した業務運営計画を作成し、業務開始時までに府に提出すること。

同種又は類似業務の実績がある場合は、過去（5年以内）の実績について示すこと。なお、ここでいう同種又は類似業務とは、都市の魅力発信イベントやデジタルスタンプラリーに関する業務とする。

また、本事業の実施にあたり収集した個人情報は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び大阪府個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年大阪府条例第60号）に基づき適切に取り扱う体制を構築すること。

【提案を求める事項】

- ・業務全体の運営体制について提案すること。
- ・業務を円滑に遂行できる全体スケジュールを提案すること。
- ・本業務の実施にあたり、提案事業者の強みを提案すること。
- ・本事業の実施にあたり収集した個人情報を適切に取り扱う体制を提案すること。

(6) 効果測定

本事業を通じて「府公式SNSのフォロワー獲得につながったか」、(1)国内主要都市イベントでは「より大阪に行きたいと思ったか」、(2)府内イベント・(3)スタンプラリーでは「府内周遊の満足度」・「デジタルスタンプラリーのスタンプの獲得数」、(4)全国キャラクターイベントでは「もずやんの認知度」など、本事業の目的達成状況を測るとともに、観光促進にキャラクターを活用することによる事業への効果を測るためのアンケートや、SNS広告等の視聴回数等の統計データの収集等を実施し、効果測定を行うこと。特に、SNSの効果測定にあたっては、イベント参加者以外からも幅広く回答を得ること。

なお、アンケート等の内容（項目、方法、対象範囲、サンプル数等）は、最終的に府と協議の上、決定することとし、統計学的に有意であること。

【提案を求める事項】

- ・効果測定の内容、手法、アンケートの実施方法及び回収率を高める方法について提案すること。

(7) 事業に係る留意事項

本事業については、契約締結後、週1回を目途に府と打合せを行うとともに、都度調整を行い、決定するものとする。

4 委託事業実施上の留意点

- (1) 本企画提案公募は受託者を選定するために行うものであり、事業内容は改めて府と受託者において協議すること。契約締結以降も仕様内容が変更となる場合がある。
- (2) 受託者は、契約締結後、事業の実施に際しては、府の指示に従うこと。
- (3) 受託者は府と緊密に連絡を図り、情報を共有しながら事業を実施すること。
- (4) 受託者は、契約締結後直ちに事業の実施体制に基づく責任者を指定し、府へ報告すること。
- (5) 受託者は、府と協議の上、契約締結後速やかに業務実施計画書を提出すること。
- (6) 受託者は、経費支出等の確認書類（請求書、支払書等）について、適切に整理、事業年度終了後5年間保存すること。なお、府から請求があった場合、速やかに提出すること。
- (7) 再委託は原則禁止する。ただし、専門性等から一部を受託者において実施することが困難な場合や、自ら実施するより高い効果が期待される場合は、再委託により実施することができる。再委託により実施する場合は、事前に府と協議し、承認を得ること。ただし、次に該当する場合は、再委託を承認しない。
 - ア 業務の主要な部分を再委託すること。
 - イ 契約金額の相当部分を再委託すること。
 - ウ 公募型プロポーザルにおける他の入札参加者に再委託すること。
 - エ 隨意契約によることとした理由と不整合を生じる再委託をすること。
- (8) 本事業で使用される全ての素材等については、必ず著作権等の許可を得た上で使用すること。
- (9) 本事業における成果物の著作権及び肖像権は、納品をもって府に帰属するものとする。ただし、当該著作物のうち受託者が従前より保有するものの著作権は、受託者に留保されるものとし、受託者は府及びその指定する者の必要な範囲で府及びその指定する者に無償で使用することを許諾するものとする。
- (10) また、本事業終了後においても府がその保有する広報媒体等を活用して公表等を行うにあたり、著作権使用料等が別途発生しないようにし、自由に無償で使用できるものとともに、著作者人格権（著作権法（昭和45年法律第48号）第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に定める権利を含む。）の行使をしないこと。
- (11) 成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から制作物の使用の差し止め、又は損害賠償を求められた場合、受託者は府に生じた損害を賠償しなければならない。
- (12) 本仕様書に記載のない事項及び業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、その都度、府と協議を行い、指示に従うこと。
- (13) 業務履行等に際して必要な費用等の契約書類作成時の印紙代、本事業に関する企画、データ等の一切の著作権及び使用料等をはじめ、業務委託の業務に関する一切の費用はすべて当初の契約金額に含むものとする。
- (14) 応募・提案された内容（企画書等）は返却しない。

5 成果物の提出

本事業終了後、契約満了日までに府あて以下の成果物等を提出すること。

※以下(1)～(2)における電子データはCD-R・USBメモリ等に格納し提出すること。

- (1) 実施報告書（A4サイズ5部）及び電子データ

実施報告書は、実施概要、収支決算書、実施記録（実施内容がわかる写真）等を含めて作成すること。

(2) 本事業で作成した全ての成果物

マニュアル、作成した広報物データ、イベント等の記録写真や映像データなどについても 提出すること。

(3) 報道実績に係る報告書（電子データで提出）

掲載された記事（著作権・肖像権等に留意）、ホームページなどの WEB 情報について取りまとめた報告書、国内外のテレビ等で放送された動画データを提出すること。

6 その他

(1) 守秘義務等について

ア 受託者は、委託業務の遂行上知り得た情報は、委託業務遂行の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

イ 委託業務の終了後、成果物に誤り等が認められた場合には、受託者の責任において速やかにその誤りを訂正しなければならない。

(2) 個人情報の取り扱いについて

ア 委託業務の遂行上知り得た個人情報や法人情報については、受託者の責任において厳重に管理するとともに、他の目的への転用等は絶対に行わないこと。また、業務完了後、受託者が保有する機器等にデータが残存している場合は、受託者の責任において確実にデータの破棄を行うこと。

イ 受託者は事業実施にあたり、収集する個人情報及び法人情報について、府に情報提供することを当事者に事前に説明し同意を得ること。

ウ 事業実施にあたり収集した個人情報や法人情報は受託者に帰属するものとし、府の指示に従い提供を行うこと。

エ 契約を締結する際、受託者は、個人情報の保護の観点から、誓約書（別途提示）を提出すること。

(3) その他留意事項について

ア 府は、特別の理由がない限り最優秀提案者を契約交渉の相手方に決定するが、契約締結及び事業実施にあたっては、受託者は必ず府と協議を行いながら進めること。

イ 本仕様書に記載のない事項及び業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、その都度、府と協議を行い、指示に従うこと。

ウ 受託者は、会計に関する諸記録を整備し、事業年度終了後5年間保存すること。

エ 企画提案及び契約の手続きにおいて用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国の通貨によるものとする。

<PR動画のロケ地（16スポット）一覧>

【北摂エリア】

- スポット1：万博記念公園
- スポット2：カップヌードルミュージアム大阪池田・アサヒビールミュージアム
- スポット3：GRAVITATE OSAKA
- スポット4：箕面大滝・勝尾寺

【大阪市エリア】

- スポット1：通天閣・新世界近辺
- スポット2：なんばグランド花月・難波ハ阪神社
- スポット3：水都大阪
- スポット4：グラングリーン大阪

【堺・泉州エリア】

- スポット1：大仙公園・さかい利晶の杜
- スポット2：榎並刃物製作所
- スポット3：岸和田城・岸和田だんじり会館
- スポット4：犬鳴山

【河内エリア】

- スポット1：富田林寺内町（旧杉山家住宅）
- スポット2：カタシモワイナリー
- スポット3：石切劔箭神社・石切参道商店街
- スポット4：大阪府民の森ほしだ園地「星のブランコ」